

お知らせ 福祉保健課から各種手当のお知らせ

☎ 役場 福祉保健課 TEL：82-0374

児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

○対象者

母子家庭の母、父子家庭の父、母や父にかわってその児童を養育している方（養育者）

○注意事項

- ・「児童」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、一定以上の障がいがある場合は20歳未満まで手当が受けられます。
- ・児童扶養手当は、申請により支給が決定される制度です。
- ・児童数や所得額、養育費等の条件により支給金額が異なります。
- ・所得制限があります。

※現在受給者の方が改めて申請手続きをする必要はありません。該当すると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

特別障害者手当

特別障害者手当は、常時特別の介護が必要な重度の障がいをもつ方の、精神的、物質的な負担の軽減の一助となるよう支給される手当です。

○対象者

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方。

○手当額

月額27,350円（5、8、11、2月に支給）

○注意事項

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により審査のうえ認定されます。
- ・ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- ・施設に入所している方、病院や診療所に3か月以上入院している方は対象になりません。
- ・毎年、所得状況についての調べがあります。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、障がいのある児童のため、身体や精神に障がいのある児童を育てている父や母などに支給される手当です。

○対象者 身体や精神に中等度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者等。

○手当額 1級：月額52,500円 2級：月額34,970円（4、8、11月に支給）

○注意事項

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。
- ・ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- ・児童が施設に入所している場合は対象になりません。
- ・毎年、所得状況について調べがあります。

お知らせ 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場「桜の苑」改修工事完了について

鳥取県西部広域行政管理組合が運営する火葬場「桜の苑」（米子市長砂町）で令和2年6月から実施していました改修工事は、令和3年3月をもって完了しましたのでお知らせします。4月からは通常通りご利用いただけます。長期間にわたりご協力をいただき、誠にありがとうございました。

☎ 〒689-3403 米子市淀江町西原1129番地1（米子市淀江支所内）

鳥取県西部広域行政管理組合事務局

【改修工事に関すること】TEL：0859-22-7722 FAX：0859-56-3152

【火葬予約に関すること】桜の苑TEL：0859-35-3344

☎・日時 ☎・場所 ☎・内容 ☎・定員 ☎・申込み ☎・問合せ ☎・対象

日南町美術館

4月9日
～5月9日

【入館料】

一般200円

高校生100円

中学生以下は無料

新収蔵品展

令和2年度に寄贈、寄託、購入により新たに収蔵した、辻晋堂、小早川秋聲、クレパス画などの作品を紹介します。

【同時開催】佐武林蔵コレクション

